

●北京 JAC 会則

< 会 則 >

「北京 JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク）」規約

(名称および所在地)

第 1 条 本会は北京 JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク）と称し、事務局を東京都文京区本郷 2 丁目 27-2 エスペランサ⁵V 3Fにおく。代表者名を、船橋邦子とする。

(目的)

第 2 条 本会は、国際連合第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言および 行動綱領」ならびにその後の見直しのために国連において採択された文書や決議を日本の国内政策に反映させ、その実現を図るため、全国規模のネットワークを形成し、国内外や地方自治体等へ、持続的に政策提言するための調査、研究、ロビー活動を行なうことを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、第 2 条に規定する目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1) 国および地方自治体等に対するロビー活動
- 2) 定例会、テーマ別会議ならびに地域別会議の開催
- 3) 調査研究および情報交換
- 4) ニュースレターならびにその他の出版物の発行。
- 5) 国および地方自治体の議員等との持続的な政策立案のための協議
- 6) 第 2 条に規定する目的に沿ったシンポジウムや講演会の開催。
- 7) その他、第 2 条に規定する目的のために必要な活動。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、人種、国籍、宗教または政治的信条に関わりなく、この会の目的に賛同するすべての男女で、第 7 条に定める本会世話人会で承認された（所定の会費を納める）者とする。入会の手続きおよび会費は細則で定める。

第 5 条 本会は、次の会員によって構成される。

- 1) 個人会員
- 2) 学生会員
- 3) 賛助会員

2 本会の目的に違反し、本会の名誉を著しく傷つける者は、総会の決定により除名される。ただし、該当の者は、総会において弁明の機会を有する。

3 2 年間会費を滞納したものは、会員の資格を失う。

(役員および監査)

第 6 条 本会に 15 名程度の世話人を置く。

- 2 世話人は、互選により、代表、会計、事務局長を選ぶ。
- 3 本会に 2 名の監査を置く。監査は世話人会の推薦により会員から選ばれる。
- 4 役員および監査は、総会において承認される。
- 5 役員および監査の任期は 2 年とし、継続して 2 期までを原則とする。

(役員および監査の任務)

第 7 条 代表は、本会を代表し、本会の会務を統括し、本会の活動に対して責任を負う。

- 2 世話人は、世話人会を構成し、連帯して本会の運営にあたる。
- 3 会計は本会の会計を担当し、総会に備えて決算書、予算書を作成する。
- 4 事務局長は、事務局の事務を統括する。

5 監査は、本会の会計を監査し、総会に監査の結果を報告する。

(会議)

第8条 本会に、総会、世話人会、定例会を置く。(総会)

第9条 本会の最高議決機関を総会とし、年1回開催されるものとする。ただし世話人会の決定により、必要に応じて、臨時総会を開催できる。

2 総会は第5条の1項の1)、2)の会員によって構成される。

3 総会は代表が招集する。

4 年次総会は、事業計画、事業報告、予算、決算、会費、規約改正、役員の選出、承認、その他世話人会が必要と認める事項を審議し、承認する。

5 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。ただし、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

6 総会の議事は、総会議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、否決されたものとみなす。

7 総会の議長は世話人会が推薦し、総会において承認された者があたる。

8 総会は書記を選出し、書記は議事録を作成する。

(世話人会)

第10条 代表は世話人会を招集し、その運営を担当し、その議事において議長となる。

2 代表は、必要に応じて随時、世話人会を招集できる。

3 世話人会の決定により、特定目的を遂行するための実行委員会を臨時に置くことができる。

(定例会)

第11条 定例会は、第3条の活動を行なうために会員により構成される。

2 定例会は、原則として月1回、代表によって招集される。その議長には、世話人会で互選された世話人があたる。

(事務局および事務局長)

第12条 本会に、原則として事務局を置く。

2 事務局は、事務局長および事務局員により構成される。

(財政)

第13条 本会の財政は、つぎの収入をもってあてる。

1) 個人会員、学生会員および賛助会員の会費

2) 寄付金および助成金

3) 事業収入

4) その他の収入

2 会費は別に定める。

3 本会の予算は、会計が作成し、世話人会の承認を得て、総会の承認を得なければならない。

4 本会の決算は、会計が作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(規約改正および会の解散)

第15条 この規約の改正は、世話人会の審議を経て、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 規約改正案は、すべての会員が世話人会に提出することができる。

3 規約改正案は、世話人会の審議を経た後、総会の10日前には会員に通知されなければならない。

第16条 会の解散は、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

2 本会の解散の場合、会員は本会の資産に対して一切の権利を有さないものとする。資産は、解散を

決定した総会が、本会と同じまたは類似の目的を持つ団体の用途にあててることを決定する。

細則

第1条 入会の手続き

本会会員1名の推薦を明記した入会申込書を世話人会が承認し、会費1年分の納入を確認して入会とみなす。

第2条 年会費をつぎのように定める。

- ・個人会員 8,000円
- ・学生会員 5,000円
- ・賛助会員 30,000円以上

2 地域コーカスの分担金は次のうちのひとつを選択する。但し、地域コーカス会員の1名以上が北京JACの個人会員であること。

- ・ 500円 × 地域コーカスの会員数
- ・ 30,000円

附則 この規約は、2001年4月22日から施行する。
この規約は、2004年4月24日から施行する。
この規約は、2006年4月16日から施行する。
この規約は、2008年5月18日から施行する。
この規約は、2010年5月16日から施行する。
この規約は、2013年6月2日から実施する。
この規約は、2017年6月4日から実施する。
この規約は、2018年5月27日から実施する。
この規約は、2019年6月9日から実施する。
この規約は、2020年6月14日から実施する。